



議会基本条例の素案ができました ぜひご意見をお聴かせください

本市議会では、議会基本条例の早期制定を目指しています

『たつの市議会基本条例』は、市民と議会の関係や議会と行政の関係など、議会の果たすべき役割を明らかにすることにより、議会・議員活動のより一層の活性化を図り、市民の負託に応えられる議会を目指して取り組むもので、本市議会の最高規範となるものです。

つきましては、『議会基本条例（素案）』について、下記のとおり、広く市民の皆さんに公表し意見を募集します。

- 閲覧場所 議会事務局（市役所本庁3階）または各総合支所地域振興課
※市のホームページでも閲覧できます。
- 閲覧・意見募集期間 平成25年5月7日（火）まで
- 応募方法 閲覧場所にある意見書または、市のホームページからダウンロードした意見書に記入の上、持参、郵送（当日消印有効）、FAX(0791-62-4949) またはメール (gikai@city.tatsuno.lg.jp) にてご提出ください。
- 問い合わせ先 たつの市議会事務局 TEL0791-64-3177



たつの市議会基本条例（素案）のポイント

*市民との情報共有を行います

〈議会活動について積極的に情報を公開し、市民と情報共有に努めます。〉
・議会のすべての会議を原則公開

*市民参加を推進します

〈議会における審議等に市民の意見を反映させます。〉
・市民との意見交換会の開催 ・委員会審議等に公聴会制度や参考人制度の活用

*議員間討議を活性化します

〈議会は議員による言論の場であることから、委員会審議に際しては、議員相互に十分議論を尽くして合意形成に努めます。〉

臨時会・定例会のお知らせ（予定）

詳しくは議会事務局までお問い合わせ下さい。

5月臨時会 ◆本 会 議 5月14日(火) 午前10時～

6月定例会 ◆本 会 議 第1日 6月6日(木) 午前10時～ / 第2日 6月20(木) 午前10時～(一般質問)

第3日 6月21日(金) 午前10時～(一般質問) / 第4日 6月26日(水) 午前10時～

◆常任委員会 6月11日(火)～6月13日(木)の間に開催予定です。

議会広報調査特別委員会

委 員	委 員	委 員	委 員	委 員	副 委 員 長	委 員 長
高 島 俊 一	角 田 勝	柳 生 陽 一	森 本 重 宣	畑 山 剛 一	三 里 茂 一	内 匠 勇 人
						岸 野 文 信

目指します。

今回の委員による「議会たより」の編集もこれが最終となると思いますが、委員会としてこれからも市民の皆さんに親しんでいただける分かりやすい「議会たより」を目指します。

今期の委員による「議会たより」の編集もこれが最終となると思いますが、委員会としてこれからも市民の皆さんに親しんでいただける分かりやすい「議会たより」を目指します。

議会も5月から委員会の構成メンバーなどが一部変わり、新しい体制でスタートする予定です。チャレンジしてください。

デスクメモ

入学式、入社式も終わり、新人の皆さんや職場が変わった皆さんもそろそろ新しい環境に慣れ始めた頃と思います。希望にあふれる人、不安を感じている人、様々だと思います。まずは第一歩。何事にも失敗を恐れず勇気をもって